

第一種特定原産地証明書発給システム
長期にわたり「保存」状態が続く申請データの確認および削除のお願い

2025年2月27日

日本商工会議所

昨今、第一種特定原産地証明書発給システム（以下、「発給システム」）のデータ容量が増大しているため、発給システムの持続的な安定稼働を図る観点から、原産品判定依頼書一覧および発給申請状況照会一覧において、長期間（5年以上）にわたり状態が「保存」となっている案件のデータを、本年8月に当所で発給システム上から削除します。詳細は以下のとおりです。

つきましては、長期間、原産品判定依頼や発給申請を行わず「保存」しているデータを確認のうえ、削除もしくは保存し直していただく等、当所で削除する前に、適宜対応をお願いします。

記

1. 削除の対象

○2025年8月9日時点で、状態「保存」が5年以上経過している案件

→最終保存日が2020年8月8日以前分です。

- ・5月上旬頃に、発給システム上で、全保存データの最終保存日を表示します。
- ・審査事務所で一度「受理」された後、審査者から差し戻されて、「保留」→「保存」となった案件は、法令上、当所での削除が不可なため、5年以上経過していても、当所では削除しません。一度「受理」された案件は、原産品判定依頼書および発給申請書に「受理日」が表示されます。また、一度「判定依頼」した案件は、原産品判定依頼書および発給申請書に「申請日」が表示されます。

一度「受理」された保存案件であっても、企業側での削除は可能ですので、「2. 企業側での削除の方法」をご覧ください。

2. 企業側での削除の方法

○原産品判定依頼書については、「原産品判定依頼書一覧」画面で、状態「保存」を選択して「検索表示」ボタンをクリックして「保存」しているデータを表示。その後、「受付番号」をクリックし、「原産品判定依頼書」画面の一番下にある「削除」ボタンをクリックすることで削除可能です。

○発給申請書については、「発給申請状況照会一覧」画面で、状態「保存」を選択して「検索表示」ボタンをクリックして「保存」しているデータを表示。その後、「受付番号」をクリックし、「発給申請書参照」画面の一番下にある「削除」ボタンをクリックすることで削除可能です。

(発給申請書の削除方法)

①「保存」を選択

②検索表示をクリック

③受付番号をクリック

発給申請状況照会 一覧

検索条件: 351 ※再発給申請の場合に○が表示されます。 ページ: 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 [次]

協定	受付番号	申請日	状態	輸入者名	申請者名	担当者名	債名	手数料(円)	送付方法	再来	修正	削除	複写	再発	再発の発給	申請事務所
タイ	105184104		保存	Nissho Thailand Corporation	テズと花子	テズと花子	Ocean Bridge V.059				修	削	複	再	印	名古屋
タイ	105183704		保存	Nissho Thailand Corporation	テズと花子	テズと花子	Ocean Bridge V.058				修	削	複	再	印	名古屋
タイ	105183604		保存	Nissho Thailand Corporation	テズと花子	テズと花子	Ocean Bridge V.058				修	削	複	再	印	名古屋
タイ	105183504		保存	Nissho Thailand Corporation	テズと花子	テズと花子	Ocean Bridge V.058				修	削	複	再	印	名古屋
タイ	105180204		保存	test	テスト2	テスト2				○	修	削	複	再	印	東京
タイ	105189804		保存	test	テスト627	テスト627					修	削	複	再	印	東京
タイ	105189804		保存	test	テスト627	テスト627					修	削	複	再	印	東京
タイ	105189704		保存	test	テスト627	テスト627					修	削	複	再	印	東京
タイ	105189604		保存	test	テスト627	テスト627					修	削	複	再	印	東京
タイ	105189504		保存	test	テスト627	テスト627					修	削	複	再	印	東京
タイ	105189404		保存	test	テスト627	テスト627					修	削	複	再	印	東京

④「削除」ボタンをクリック

発給申請書参照

■手数料納付・証明書の交付方法

手数料納付方法 後日払い 交付(受取)方法 オンライン発給(PDF)

■審査完了後のメール送信希望の有無

E-mail送信希望 希望する 希望しない E-mail

申請者へのメッセージ

本データは証明書の発給以外の目的で使用することなく、ほかに公表されることはありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間(日フルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定、日ペトナム協定およびRCEP協定は3年間)、発給機関に保存されます。

ご入力いただいた文字数が多い場合、改行の関係(印字の際、半角スペースで区切られた1つの単語の途中では改行せずに、その単語は次の行へ印字します)で、文字が証明書にすべて表示されないことがあります。「証明書イメージ」で印刷される内容をご確認ください(商品名、Marks and numbers欄は、特にご注意ください)。なお、このような場合、区切りたい部分に半角スペースを入れることで調整することができます。

修正 削除 複写 TSVデータ出力 印刷 戻る

証明書イメージ閲覧(PDF)

3. 引き続き保存したい場合

○状態「保存」の「原産地判定依頼書」および「発給申請書」を引き続き保存したい場合は、「修正」ボタンをクリックして表示される画面の一番下にある「保存」ボタンをクリックして保存し直してください。保存の起算点が、「保存」ボタン押下時に変更されます。

4. 当所での削除の実施時期

○2025年8月9日(土)~11日(月)

・上記期間で発給システムを一時停止し、「1. 削除の対象」のデータを発給システム上から削除する作業を実施します。

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部

[お問い合わせフォーム](#)